**平成２７年（フ）第３２号**
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番18―41号
債務者　柳園　和美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第４１号**
鹿児島県西之表市西之表7524番地２
債務者　河内　金也
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第５号**
沖縄県名護市字我部祖河95番地１
債務者　銘苅　明美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２７年（フ）第１１号**
宮城県大崎市古川北町５丁目８番25号　ノーススプリングホームＩ５号
債務者　今野　正志
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２６年（フ）第１２１３号**
京都市北区上賀茂津ノ国町91番地１　コーポひいらぎ306号
債務者　髙橋　一暢
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１２１４号**
京都市北区上賀茂津ノ国町91番地１　コーポひいらぎ306
債務者　鈴木　洋美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第３３号**
京都市南区上鳥羽唐戸町１番地　メゾン唐戸103号
債務者　西井　英男
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第７９号**
京都市上京区千本通丸太町上る小山町880番地　ピアージュマンション503号
債務者　北村　和平
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第８８号**
京都府宇治市宇治野神97番地の１　うぐいす荘15号
債務者　森嶋　房子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第９４号**
京都府八幡市八幡今田１番地　エバーミリオン301号
債務者　濱荒津　進（旧姓中村・石田・井口・井上）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１５７号**
京都市西京区桂浅原町177番地
債務者　高岡　美貴（旧氏名田畑美貴愛・広田美貴愛・李美貴愛）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６９号**
京都市左京区田中西春菜町15番地８　キャッスル喜和209号
債務者　吉村　嘉宏
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１７１号**
京都市中京区壬生馬場町８番地　シヤンポール雅102号
債務者　久城　克明
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２７年（フ）第１７４号**
京都府城陽市寺田宮ノ平３番地の154
債務者　足立　清美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第２６８号**
兵庫県明石市西明石西町２丁目13番11号ａ、前住所兵庫県明石市川崎町２番12　722号
債務者　村上　竜一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第８号**
神戸市西区今寺33番地の15　グローバメゾン伊川谷202号
債務者　緒方　順子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第２６号**
兵庫県明石市二見町西二見18番地の63　朝日プラザエルステージ明石708号
債務者　森口　裕史
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係